

教育委員会提出議案

第 15 号議案

豊島区立子どもスキップ条例（平成 17 年豊島区条例第 49 号）の一部を改正する
条例の立案請求について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 26 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例の立案請求について

豊島区立子どもスキップ条例（平成 17 年豊島区条例第 49 号）の一部を改正するた
め、別紙のとおり立案請求する。

（説 明）

豊島区立池袋第一小学校の新校舎竣工に伴い、同校及び子どもスキップ池袋第一が
新校舎に移転する。豊島区立子どもスキップ条例に規定する同スキップの位置を仮校
舎から新校舎に変更するため。

(案)

4 豊教放発第 号
令和4年4月 日

総務部長
藤田 力 様

豊島区教育委員会事務局
教育部長 兒玉 辰哉

条例の一部改正について（請求）

このことについて、下記のとおり、条例を一部改正いたしたく、立案請求いたします。

記

1. 条例名

豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例

2. 一部改正の理由

池袋第一小学校の新校舎竣工に伴い、同校及び子どもスキップ池袋第一が新校舎に移転するため。

3. 条例案の概要

子どもスキップ池袋第一の位置を変更する。

4. 条例案の問題点

特になし

5. 施行日

令和4年9月1日

6. 財政措置の必要性

特になし

7. 区議会に付議しようとする時期

令和4年第2回定例会

8. 担当者

放課後対策課 管理グループ 山川

豊島区立子どもスキップ条例（平成17年条例第49号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第2条関係）			<p style="color: red;">附 則</p> <p style="color: red;">この条例は、令和4年9月1日から施行する。</p>		
			別表（第2条関係）		
小学校	子どもスキップ		小学校	子どもスキップ	
	名称	位置		名称	位置
豊島区立仰高小 学校	豊島区立子どもスキップ 仰高	東京都豊島区駒込五丁目1番1 9号	豊島区立仰高小 学校	豊島区立子どもスキップ 仰高	東京都豊島区駒込五丁目1番1 9号
豊島区立駒込小 学校	豊島区立子どもスキップ 駒込	東京都豊島区駒込三丁目13番 1号	豊島区立駒込小 学校	豊島区立子どもスキップ 駒込	東京都豊島区駒込三丁目13番 1号
豊島区立巣鴨小 学校	豊島区立子どもスキップ 巣鴨	東京都豊島区南大塚一丁目24 番10号	豊島区立巣鴨小 学校	豊島区立子どもスキップ 巣鴨	東京都豊島区南大塚一丁目24 番10号
豊島区立清和小 学校	豊島区立子どもスキップ 清和	東京都豊島区巣鴨三丁目13番 12号	豊島区立清和小 学校	豊島区立子どもスキップ 清和	東京都豊島区巣鴨三丁目13番 12号
豊島区立西巣鴨 小学校	豊島区立子どもスキップ 西巣鴨	東京都豊島区西巣鴨二丁目14 番11号	豊島区立西巣鴨 小学校	豊島区立子どもスキップ 西巣鴨	東京都豊島区西巣鴨二丁目14 番11号
豊島区立豊成小 学校	豊島区立子どもスキップ 豊成	東京都豊島区上池袋一丁目18 番24号	豊島区立豊成小 学校	豊島区立子どもスキップ 豊成	東京都豊島区上池袋一丁目18 番24号
豊島区立朋有小 学校	豊島区立子どもスキップ 朋有	東京都豊島区東池袋四丁目40 番1号	豊島区立朋有小 学校	豊島区立子どもスキップ 朋有	東京都豊島区東池袋四丁目40 番1号

豊島区立朝日小学校	豊島区立子どもスキップ朝日	東京都豊島区巢鴨五丁目33番1号	豊島区立朝日小学校	豊島区立子どもスキップ朝日	東京都豊島区巢鴨五丁目33番1号
豊島区立池袋第一小学校	豊島区立子どもスキップ池袋第一	<u>東京都豊島区池袋本町四丁目36番1号</u>	豊島区立池袋第一小学校	豊島区立子どもスキップ池袋第一	<u>東京都豊島区上池袋四丁目28番1号</u>
豊島区立池袋本町小学校	豊島区立子どもスキップ池袋本町	東京都豊島区池袋本町一丁目43番1号	豊島区立池袋本町小学校	豊島区立子どもスキップ池袋本町	東京都豊島区池袋本町一丁目43番1号
豊島区立池袋第三小学校	豊島区立子どもスキップ池袋第三	東京都豊島区西池袋三丁目14番3号	豊島区立池袋第三小学校	豊島区立子どもスキップ池袋第三	東京都豊島区西池袋三丁目14番3号
豊島区立池袋小学校	豊島区立子どもスキップ池袋	東京都豊島区池袋四丁目23番8号	豊島区立池袋小学校	豊島区立子どもスキップ池袋	東京都豊島区池袋四丁目23番8号
豊島区立南池袋小学校	豊島区立子どもスキップ南池袋	東京都豊島区南池袋三丁目5番9号	豊島区立南池袋小学校	豊島区立子どもスキップ南池袋	東京都豊島区南池袋三丁目5番9号
豊島区立高南小学校	豊島区立子どもスキップ高南	東京都豊島区高田二丁目12番7号	豊島区立高南小学校	豊島区立子どもスキップ高南	東京都豊島区高田二丁目12番7号
豊島区立目白小学校	豊島区立子どもスキップ目白	東京都豊島区目白二丁目11番6号	豊島区立目白小学校	豊島区立子どもスキップ目白	東京都豊島区目白二丁目11番6号
豊島区立長崎小学校	豊島区立子どもスキップ長崎	東京都豊島区长崎二丁目6番3号	豊島区立長崎小学校	豊島区立子どもスキップ長崎	東京都豊島区长崎二丁目6番3号
豊島区立要小学校	豊島区立子どもスキップ要	東京都豊島区要町二丁目3番20号	豊島区立要小学校	豊島区立子どもスキップ要	東京都豊島区要町二丁目3番20号
豊島区立椎名町小学校	豊島区立子どもスキップ椎名町	東京都豊島区南長崎四丁目30番5号	豊島区立椎名町小学校	豊島区立子どもスキップ椎名町	東京都豊島区南長崎四丁目30番5号

豊島区立富士見台小学校	豊島区立子どもスキップ富士見台	東京都豊島区南長崎一丁目10番5号	豊島区立富士見台小学校	豊島区立子どもスキップ富士見台	東京都豊島区南長崎一丁目10番5号
豊島区立千早小学校	豊島区立子どもスキップ千早	東京都豊島区千早三丁目33番5号	豊島区立千早小学校	豊島区立子どもスキップ千早	東京都豊島区千早三丁目33番5号
豊島区立高松小学校	豊島区立子どもスキップ高松	東京都豊島区高松二丁目57番22号	豊島区立高松小学校	豊島区立子どもスキップ高松	東京都豊島区高松二丁目57番22号
豊島区立さくら小学校	豊島区立子どもスキップさくら	東京都豊島区长崎六丁目16番1号	豊島区立さくら小学校	豊島区立子どもスキップさくら	東京都豊島区长崎六丁目16番1号

○豊島区立子どもスキップ条例

平成17年12月12日

条例第49号

改正 平成18年7月10日条例第48号

平成18年12月11日条例第69号

平成19年12月7日条例第50号

平成20年12月16日条例第47号

平成21年12月14日条例第56号

平成22年3月29日条例第18号

平成23年12月13日条例第31号

平成24年3月23日条例第7号

平成25年7月8日条例第30号

平成25年12月9日条例第49号

平成26年7月7日条例第19号

平成26年7月7日条例第24号

平成27年3月31日条例第32号

平成27年10月28日条例第53号

平成28年7月12日条例第36号

平成28年12月13日条例第52号

平成29年3月28日条例第21号

令和元年12月10日条例第27号

令和4年●月●日条例第●号

(目的)

第1条 この条例は、豊島区立子どもスキップ（以下「子どもスキップ」という。）の理念並びに施設の設置、運営及び使用料について必要な事項を定め、豊島区の区域内（以下「区内」という。）における放課後児童健全育成事業等を実施し、もって児童の健全育成に資することを目的とする。

(平29条例21・一部改正)

(理念)

第1条の2 子どもスキップは、安全、安心な子どもの居場所として児童の遊ぶ時間、遊ぶ仲間及び遊ぶ空間を保障するとともに、児童が様々な活動を通して、仲間同士又は地域の

大人と関わりながら、学び、心豊かに成長することに寄与するものとする。

(平29条例21・追加)

(設置)

第2条 子どもスキップを、別表の小学校の欄に掲げる小学校（以下「対応する小学校」という。）の区分に応じて、別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 子どもスキップは、第1条の目的及び第1条の2の理念を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の遊びの指導その他児童の心身の健全な育成に関すること。
- (2) 児童の発達に応じた遊び又は行事に関すること。
- (3) 児童の健全育成に関する情報の提供に関すること。
- (4) 児童に係る各種相談に関すること。
- (5) 児童に関わる地域及び関係諸機関との連携強化に関すること。
- (6) 地域における児童福祉の増進に関すること。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「子どもスキップ学童クラブ」という。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(平29条例21・全改)

(利用時間)

第4条 子どもスキップの利用時間は、次に掲げる日の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 対応する小学校の休業日 午前9時から午後6時（土曜日については午後5時）まで
 - (2) 前号以外の日 対応する小学校の授業終了時から午後6時（土曜日については午後5時）まで
- 2 前項の規定に関わらず、子どもスキップ学童クラブの利用者の子どもスキップの利用時間は、次に掲げる日の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- (1) 対応する小学校の休業日 午前8時15分から午後7時（土曜日については午後5時）までの範囲で規則で定める時間
 - (2) 前号以外の日 対応する小学校の授業終了時から午後7時（土曜日については午後

5時)までの範囲で規則で定める時間

(平29条例21・全改)

(休業日)

第5条 子どもスキップの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

(平29条例21・一部改正)

(利用できる者)

第6条 子どもスキップを利用できる者は、区内に住所を有し、小学校に在籍している児童とする。ただし、区長が特に必要と認める者については、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、子どもスキップ学童クラブを利用できる者は、区内に住所を有し、保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、現に児童を保護するものをいう。以下同じ。）の就労、疾病その他の規則で定める事由のためその保護を受けられない児童であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、区長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1) 小学校の1学年から3学年までに在籍している者

(2) 小学校の4学年から6学年までに在籍している者であって、健全育成上指導を要するもの

(平29条例21・全改)

(利用の手続等)

第7条 前条第1項に規定する者であって子どもスキップを利用しようとする児童の保護者は、区長に届出をしなければならない。

2 前条第2項に規定する者であって子どもスキップ学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の規定による利用の申請があった場合は、別に定める基準に従い利用の適否を審査し、利用させることが適当であると認めたときは、子どもスキップ学童クラブの利用を承認する。この場合において、区長は、必要な条件を付けることができる。

(平29条例21・全改)

(利用の不承認)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子どもスキップ学童クラブの利用の承認をしない。

- (1) 児童が疾病等の理由により集団生活に適しないと認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 子どもスキップの使用料は、無料とする。

2 前項の規定に関わらず、子どもスキップ学童クラブを利用する者の使用料（以下「利用料」という。）は、児童1人につき月額6,000円を超えない範囲で規則で定める。

(平29条例21・全改)

(利用料の納入期限)

第10条 子どもスキップ学童クラブの利用を承認された児童の保護者は、毎月末日までにその月分の利用料を納入しなければならない。

(利用料の減免)

第11条 区長は、児童が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者であるときその他規則で定める場合は、利用料を減免することができる。

2 前項の規定による利用料の減免の割合及び期間は、規則で定める。

(平20条例47・平26条例19・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子どもスキップ学童クラブの利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 不正の行為によって利用の承認を得たとき。
- (2) 第6条第2項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 正当な理由がなく1月以上利用しないとき。
- (4) 正当な理由がなく利用料を3月以上滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が管理上必要があると認めるとき。

(平29条例21・一部改正)

(運営協議会)

第13条 区長は、子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意向を反映させるため、子

どもスキップ運営協議会を設置する。

(平29条例21・追加)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平29条例21・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第12条及び第13条の規定は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表中豊島区立子どもスキップ朋有については、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第3号で平成19年2月1日から施行)

(豊島区立学童クラブ条例の一部改正)

- 3 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成18年7月10日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第69号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月7日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年12月16日条例第47号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月14日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(豊島区立学童クラブ条例の一部改正)

2 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成22年3月29日条例第18号)
(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(豊島区立児童館条例の一部改正)

2 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(豊島区立学童クラブ条例の一部改正)

3 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成23年12月13日条例第31号)
(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(豊島区立児童館条例の一部改正)

2 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(豊島区立学童クラブ条例の一部改正)

3 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成24年3月23日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月8日条例第30号)抄
(施行期日)

1 この条例中別表に豊島区立池袋小学校の項を加える改正規定は平成25年10月1日から、
その他の規定は平成25年11月1日から施行する。

(豊島区立児童館条例の一部改正)

2 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(豊島区立学童クラブ条例の一部改正)

- 3 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年12月9日条例第49号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月7日条例第19号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年7月7日条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例中別表豊島区立池袋第三小学校の項位置の欄の改正規定は平成26年8月27日から、その他の規定は平成26年10月1日から施行する。

(豊島区立児童館条例の一部改正)

- 2 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(豊島区立学童クラブ条例の一部改正)

- 3 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年3月31日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(豊島区立児童館条例の一部改正)

- 2 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(豊島区立学童クラブ条例の一部改正)

- 3 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年10月28日条例第53号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月12日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月29日から施行する。
(豊島区立児童館条例の廃止)
- 2 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)は、廃止する。
(豊島区立学童クラブ条例の廃止)
- 3 豊島区立学童クラブ条例(平成11年豊島区条例第40号)は、廃止する。

附 則(平成28年12月13日条例第52号)

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第21号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月10日条例第27号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年●月●日条例第●号)

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平18条例69・平19条例50・平20条例47・平21条例56・平22条例18・平23条例31・平25条例30・平25条例49・平26条例24・平27条例32・平28条例36・平28条例52・令元条例27・一部改正・令4条例●・一部改正)

小学校	子どもスキップ	
	名称	位置
豊島区立仰高小学校	豊島区立子どもスキップ仰高	東京都豊島区駒込五丁目1番19号
豊島区立駒込小学校	豊島区立子どもスキップ駒込	東京都豊島区駒込三丁目13番1号
豊島区立巣鴨小学校	豊島区立子どもスキップ巣鴨	東京都豊島区南大塚一丁目24番10号
豊島区立清和小学校	豊島区立子どもスキップ清和	東京都豊島区巣鴨三丁目13番12号
豊島区立西巣鴨小学校	豊島区立子どもスキップ西巣鴨	東京都豊島区西巣鴨二丁目14番11号
豊島区立豊成小学校	豊島区立子どもスキップ豊成	東京都豊島区上池袋一丁目18番24号
豊島区立朋有小学校	豊島区立子どもスキップ朋有	東京都豊島区東池袋四丁目40番1号
豊島区立朝日小学校	豊島区立子どもスキップ朝日	東京都豊島区巣鴨五丁目33番1号
豊島区立池袋第一小学校	豊島区立子どもスキップ池袋第一	東京都豊島区 <u>上池袋四丁目28番1号</u>
豊島区立池袋本町小	豊島区立子どもスキップ池袋	東京都豊島区池袋本町一丁目43番1号

学校	本町	
豊島区立池袋第三小学校	豊島区立子どもスキップ池袋第三	東京都豊島区西池袋三丁目14番3号
豊島区立池袋小学校	豊島区立子どもスキップ池袋	東京都豊島区池袋四丁目23番8号
豊島区立南池袋小学校	豊島区立子どもスキップ南池袋	東京都豊島区南池袋三丁目5番9号
豊島区立高南小学校	豊島区立子どもスキップ高南	東京都豊島区高田二丁目12番7号
豊島区立目白小学校	豊島区立子どもスキップ目白	東京都豊島区目白二丁目11番6号
豊島区立長崎小学校	豊島区立子どもスキップ長崎	東京都豊島区长崎二丁目6番3号
豊島区立要小学校	豊島区立子どもスキップ要	東京都豊島区要町二丁目3番20号
豊島区立椎名町小学校	豊島区立子どもスキップ椎名町	東京都豊島区南長崎四丁目30番5号
豊島区立富士見台小学校	豊島区立子どもスキップ富士見台	東京都豊島区南長崎一丁目10番5号
豊島区立千早小学校	豊島区立子どもスキップ千早	東京都豊島区千早三丁目33番5号
豊島区立高松小学校	豊島区立子どもスキップ高松	東京都豊島区高松二丁目57番22号
豊島区立さくら小学校	豊島区立子どもスキップさくら	東京都豊島区长崎六丁目16番1号

豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例（案）

豊島区立子どもスキップ条例（平成17年豊島区条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

豊島区立池袋第一 小学校	豊島区立子どもスキッ プ池袋第一	東京都豊島区池袋本町四丁 目36番1号
-----------------	---------------------	------------------------

」を

「

豊島区立池袋第一 小学校	豊島区立子どもスキッ プ池袋第一	東京都豊島区上池袋四丁目 28番1号
-----------------	---------------------	-----------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。